

SNSで評判になっていた美白クリームを、海外の業者とは知らずにインターネット通販で購入した。顔のシミの部分に塗ったところ、かぶれてシミがより濃くなった。

(20歳代 女性)

消費者が海外の事業者と直接取引することは「個人輸入」となります。ネット通販を利用して商品を購入する際、販売者が海外の事業者だという認識がないまま注文していることがあります。国内の代理店を通さず、海外から直接消費者に商品が届く場合は、個人輸入に該当します。

医薬品や化粧品などを海外事業者から輸入する場合には、厚生労働省への届け出が必要ですが、個人が自ら使用することを目的とした一定量であれば、届け出をせずに輸入することができます。

医薬品や化粧品などの成分基準や規則は、輸出国と日本で異なることが多く、日本国内では未承認の医薬品成分や国内では配合が認められていない成分が使用されている場合があります。

厚労省が、インターネット上で販売されている「海外製医薬品」と称する製品を分析した結果、表示と異なる成分を含む粗悪な製品が見つかったとの報告もあります。海外から個人輸入した医薬品や化粧品などは国内の法的規制を受けず、期待したような効果が得られないばかりか、健康被害が生じる危険性も無視できません。副作用などの重大な被害が出たとしても、公的な救済制度の対象になりません。

医薬品の成分によっては、個人輸入自体が認められないものもあります。また、個人輸入した化粧品などを他人に販売や授与することはできません。海外製の医薬品やサプリメントの中には、日本で危険ドラッグに指定されているものが名前や形状を変えて販売されていることがあるため、十分に注意してください。

個人輸入可能な数量などの範囲や詳細は厚労省のホームページで確認できますので、参照してください。

お住まいの自治体の消費生活相談窓口にご相談いただければ、専門相談窓口をご案内できる場合があります。